

ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「輸送向け圧縮天然ガス用契約」をご確認ください。

輸送向け圧縮天然ガス用契約

【概要】

契約名称	輸送向け圧縮天然ガス用契約		
契約	所定の契約書を用いてガス需給契約を締結していただきます		
契約単位	需要場所ごと		
適用条件	(1)装置	輸送用機器向け昇圧供給装置又は急速充填装置を使用すること	
	(2)専用ガスメーター	上記装置のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること	
	(3)契約年間負荷率（※1）	75%以上	(4)緊急調整対応
精算額	年間負荷率未達精算額		

(※1) 契約年間負荷率とは、契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合をいいます。

【料金表】

(税込)

基本料金（1カ月につき）	基準単位料金（1mlにつき）
4,620.00円	107.60円

【ガス需給契約に定める事項】

契約期間	原則として1年間とし、契約期間満了時にお申し出がない場合は同一条件で1年間延長いたします。	
各種契約量	① 契約年間使用量	契約月別使用量の合計
	② 契約最大需要期使用量	最大需要期の契約月別使用量の合計量（※2）
	③ 契約月別使用量	契約開始使用月から終了使用月までの月別使用予定量

(※2) 最大需要期とは、12月、1月、2月、3月使用期間の4カ月間をいい、その他期とは、冬期以外の8カ月間をいいます。

(例) 12月使用期間とは、12月検針日の翌日から1月検針日までをいいます。

【適用条件について】

- ・適用条件を満たしていない場合は、ご契約いただくことは出来ません。
- ・(1)、(2)の設置状況を確認させていただきため、ご使用場所をご訪問させていただく場合があります。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- ・(1)、(2)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、約款の定めにより、精算する金額を当社が申し受ける場合があります。

【契約年間負荷率について】

- ・契約年間負荷率とは契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合（小数点以下切り捨て）。

【緊急調整対応について】

- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整（供給の制限又は中止）に応じていただきます。
- ・緊急調整に応じていただいた場合は、所定の算式に基づいて基本料金を算定いたします。

【精算額について】

- ・使用実績がガス需給契約に定めた各種契約量を逸脱した場合は、原則として約款の定めにより算定する金額を限度とする精算額を申し受けます。
- ・精算額に係る債権は、当社から西部ガス株式会社に譲渡いたします。